

秩父市農業委員会 令和8年 第7回定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和8年7月17日(金)午後2時00分
 (2) 閉会日時 令和8年7月17日(金)午後3時26分
 (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 5階第一会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
 (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 25名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員13名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	新井 範	出席		第1 区域	今井 和美	出席
2番	○吉川 稔	出席			松澤 眞一	出席
3番	青野 孝司	出席		第2 区域	栗原 恒明	出席
4番	黒田 昭雄	出席			関根 正男	出席
5番	長谷川 玲	欠席		第3 区域	田口 徳行	出席
6番	◎横田 友	出席			小久保 健司	出席
7番	豊田 恵男	出席		第4 区域	齊藤 稔	出席
8番	黒沢 昌治	出席			富田 典孝	欠席
9番	○新田 恭一	出席	●	第5 区域	新井 明弘	出席
10番	芦田 希美	出席	●		新舟 文男	出席
11番	富田 博明	出席			岡田 英幸	出席
12番	井原 愛子	出席			高田 忠一	出席
13番	新井 一雄	出席		第6 区域	木村 誠司	出席
					浅見 喜一	出席

◎印 農業委員長

○印 会長職務代理者

●印 議事録署名人

4 議事日程

日程第1 開会・開議

日程第2 議事日程の報告

日程第3 総会成立の報告

日程第4 議事録署名委員の指名

日程第5 審議議案の報告

日程第6 議案審議

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)

議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について (7件)

議案第36号 農用地利用集積等促進計画の意見について (6件)

日程第7 閉議・閉会

5 農業委員会事務局職員

職 名	氏 名	備 考	職 名	氏 名	備 考
事務局長	黒 澤 美紀子		主 任	川 上 僚 太	書記
主 査	笠 原 信 之		主 任	森 前 大 樹	書記
主 査	平 沼 治 貴		主 事	高 野 友 陽	

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（横田 友会長） ただいまから、秩父市農業委員会令和8年第7回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（横田 友会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承ください。

日程第3 総会成立の報告

議長（横田 友会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

黒澤事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中12名、農地利用最適化推進委員は、14名中13名です。

議長（横田 友会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（横田 友会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

9番 新田 恭一 委員 及び 10番 芦田 希美 委員 以上、お二人にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の川上主任 及び 森前主任 を指名いたします。

日程第5 審議議案の報告

議長（横田 友会長） 次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をさせます。

黒澤事務局長 令和8年第7回定例総会において、ご審議いただきます議案について申し上げます。

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について （1件）

議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について （1件）

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について （7件）

議案第36号 農用地利用集積等促進計画の意見について （6件）

以上でございます。

日程第6 議案審議

議案第33号上程 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（横田 友会長） 次に、議案第33号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（川上主任） 私からは番号1について説明します。議案書の1ページ目をご覧ください。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●●●●、畑1筆、面積は●●●㎡で、譲渡人が平成●●年に相続で取得した農地です。案内図をご覧ください。申請地は●●●から北西●●●mに位置しております。

申請事由について説明します。譲受人は申請地に隣接する農地を所有しており、長年不耕作状態で放置されている申請地を取得し耕作したいとして、この度申請に至りました。農作業歴は譲受人が●●年、一緒に耕作を行う●が●●年、●が●●年で、農作業への年間従事日数は譲受人が●●●日、●が●●●日、●が●●●日を予定しています。また、自宅から申請地までの平均移動時間は●分で、作付作物としては、●●●●、●●●●●、●●●を栽培する予定です。権利の種類は、所有権移転です。現地を確認したところ、申請地は土地の半分ほどが斜面地となっていました。また、保全管理の状態でしたが、土地の一部に廃タイヤ、トタン、鉄パイプが放置されていました。これらの廃材については、譲受人からは、現地の廃材は前々所有者が土地へ放置した物であるが、農地取得後、●●●●●に重機で耕作に影響のない場所へ寄せる旨の説明を受けています。

説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

8番 黒沢 昌治委員 8番黒沢です。番号1ですが、ただ今、内容は説明の通りでございます。先日、川上主任、担当推進委員の齊藤さんと3人で現地の確認をしました。現地を確認したところ、きれいに草刈りされており、一部ショベルの大きいタイヤ、トタン等がありました。それも●●●●●に、寄せるということなんでやむを得ないかと思います。担当委員の齊藤さんの意見を尊重して、よろしくお願いいたします。

4区 齊藤 稔委員 4区推進員の齊藤です。現地を確認しに行きまして、現地は草を刈った状態で、以前畑だったかどうかちょっと疑問はあるんですが、重機のタイヤ等がありまして、畑に戻すには、大変ちょっと時間がかかると思うんですが、畑になるようにと思います。以上です。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当農地利用最適化推進員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。意見ございませんか。

13番 新井 一雄委員 13番新井です。いつもと同じようなんですが、所有権移転で贈与、無償ということだと思うんですけども、なんか理由があるのでしょうか、お願いします。

事務局（川上主任） ご質問ありがとうございます。新井委員にご指摘いただいたとおり、今回所有権移転で、贈与ということになっております。譲受人の方に確認をしたんですけども、特に譲受人、譲渡人と親族関係ではなく他人というところ、長年こちらが放置されていて譲受人が見かねて、管理をするから今回無償で譲り受ける形になっております。以上です。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。他にご意見等ございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第33号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそうように決しました。

議案第34号上程 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（横田 友会長） 議案第31号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（笠原主査） 私から、番号1について説明をいたします。申請人、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。申請地は、●●●●●●●●●●、畑1筆、●●㎡で令和●年●月に売買により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●●●●●の東、約●●●mに位置し、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、申請人は申請地の隣接地に令和●●年●月●●日付で農地転用許可を受け、自己用住宅を建築し居住しております。当初、申請人の●●●●で居住する予定でしたが、申請人の●も同居することとなり、現在の駐車スペースでは手狭となってしまうことから、自己用住宅の敷地拡張をしたいとして、このたび申請に至りました。隣接地に承諾が必要となる農地はございません。現地を確認すると、保全管理された農地でした。説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

10番 芦田 希美委員 10番芦田です、番号1について意見を申し上げます。先日事務局と現地確認に伺いました。で、一応必要最低限の面積を申請されてるんじゃないかと、私の方も見て感じました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。質問等がありますか。

7番 豊田 恵男委員 7番豊田です。申請面積が●●㎡で車庫面積が●●㎡、これは宅地部分と合わせての車庫の面積になるのでしょうか。

事務局（笠原主査） ご質問ありがとうございます。こちらの宅地の方に、ほぼほぼ建つんですけども、どうしてもちょっと、軒であったり、そういった部分が、ちょっとこの申請地のこっちの方に出去しまうということで、敷地拡張ということで、●●㎡足りない分だけ、その分だけ敷地拡張という形で申請になっています。

議長（横田 友会長） 他にご質問はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第34号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそうように決しました。

議案第35号上程 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（横田 友会長） 次に、議案第35号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（川上主任） 私からは番号1から番号3について説明します。議案書の3ページをご覧ください。まず、番号1について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。申請地は、●●●●●●●、畑2筆、合計●●●㎡で令和●年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●●から南東●●●mに位置し、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。転用の目的は、自己用住宅です。申請事由を説明します。

譲受人は、現在●●●●にて生活しておりますが、●●に隣接する申請地を借り住宅を建築し居住したいとして、この度申請に至りました。権利の種類は使用貸借権で資金調達計画は整っています。また、隣接地に承諾が必要な農地はありません。なお、申請地は過去に農業施設として転用許可を受け、実際に農業用倉庫を建築の上、使用しておりました。しかし、その後、地目変更を行わないまま倉庫を撤去してしまい、地目変更ができなくなったため、この度改めて農地転用許可申請の手続きを行っています。今回の申請には、その旨が記載された経緯書が添付されています。現地を確認したところ、庭の状態になっていました。

次に、番号2番について説明します。譲受人、譲渡し人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は●●●、畑1筆、●●●㎡で、昭和●●年に売買により取得した土地です。申請地は●●●●から東に約●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用目的は、宅地分譲でございます。譲受人は●●●●を営んでおりますが、申請地は周辺環境が良好であり、分譲用地に最適な立地であるため、取得して販売したいと申請されました。区画数は1区画を計画しております。なお、埼玉県の実地には、一般住宅に転用する場合500㎡以内という制限がございます。本申請地は、●●●㎡で500㎡を超えていますので、事前に県の担当と調整したところ、西側の隣地に高さ●mの石垣があるため、がけ地条例の関係で●●㎡分は、建物が建てられない土地になり、実質的には500㎡を超えてないという理解で、許可には支障ないという見解をいただいております。現地は、●●でございますが、ここ数年は、放置していた状況と見受けられました。

最後に番号3番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は●●●●●●、畑2筆、●●●●㎡で、昭和●●年に売買と交換により取得した土地です。申請地は●●●●から東に約●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用目的は、宅地分譲でございます。譲受人は●●●●を営んでおりますが、申請地は周辺環境が良好であり、分譲用地に最適な立地であるため、取得して販売したいと申請されました。区画数は●区画を計画しております。現地は一部耕作、それ以外は不耕作の状況でした。説明は以上です。

事務局（森前主任） 番号4番について説明します。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。申請地は、●●●●●●、畑1筆、計●●●㎡です。隣接の宅地と併せて、計●●●●●●㎡を一体利用地とします。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●●●●●から南西に約●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用の目的は、宅地分譲です。申請事由について説明しま

す。譲渡人の●●が●●●●に農地法の許可を得ず、対象地と隣接宅地の2筆に跨る形で建物を建築し、住宅として利用しておりました。●●が亡くなり、現地権者の譲渡人が違反転用と知らずに相続しており、今回の申請のため調査したところ、違反転用状態が判明した次第です。

宅地分譲の理由について説明します。譲受人は●●●●を営んでおり、宅地造成・整地工事を行い優良住宅用地として販売したいため、本申請に至ったとのこと。権利の種類は所有権移転で、売買です。資金調達計画は整っています。過去の違反転用については、譲渡人から始末書が添付されております。また、隣接地の農地の所有者からも同意を得ています。現地を確認したところ、保全管理の状態でした。

次に、番号5番について説明します。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、●●●●●●、畑5筆、計●●●●●㎡です。隣接の私道と併せて、計●●●●●●●●㎡を一体利用地とします。案内図をご覧ください。申請地は●●●●から北西に約●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用の目的は、宅地分譲です。申請事由について説明します。譲受人は●●●●を営んでおり、宅地造成・整地工事を行い優良住宅用地として販売したいため、本申請に至ったとのこと。権利の種類は所有権移転で、売買です。資金調達計画は整っています。

また、隣接地の農地の所有者からも同意を得ています。現地を確認したところ、保全管理の状態でした。説明は以上です。

黒澤事務局長 私からは番号6について説明します。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。申請地は、●●●●●●、畑1筆、●●●㎡で平成●●年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●から東南に約●●●メートル離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない農地として第2種農地と判断しました。転用の目的は、自己用住宅です。申請事由について説明します。現在●●●●●●●●しておりますが、●●●●●●に伴い手狭となったため、●●●●●●の将来的な●●●●●●に対応するため、●●●●●●である●●●●●●に自己用住宅として申請するものです。権利の種類は使用貸借で、資金調達計画は整っています。また、隣接地に同意が必要となる農地はなく、現地を確認したところ、保全管理状態でした。説明は以上です。

事務局（笠原主査） 私からは、番号7について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、●●●●●●●●●●、畑1筆、●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は●●●の北、約●●●mに位置しており、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は倉庫で、追認の案件です。申請事由ですが、譲受人は●●●●を営んでおります。現在は●●●●●●の方が事務所となっておりますが、以前は申請地の隣接に事務所がありました。平成●●年頃に譲渡人の土地を賃貸借により土地を借り、農地法の許可を得ずに倉庫を建築してしまいました。今年の●●月で賃貸借契約が満期になるため、今後のことを考え、譲渡人、譲受人の双方で話し合った結果、売買することとなりました。その際に、申請地が違反転用状態であることがわかり、是正したいとして始末書添付のうえ、このたび申請に至ったものです。土地取得費用が発生いたしますが、資金計画は整っております。隣接する農地はありません。現地を確認したところ、倉庫が建ってありました。

説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

2番 吉川 稔委員 2番の吉川です。番号1から番号3について、意見を申し上げます。概要については事務局が説明した通りです。まず1番ですけども、申請地の北側に譲渡人の自宅があります。その自宅と申請地の間に、駐車場があつての庭があります。内容としては問題ないというように、判断はしたわけでございます。続きまして、2番なんですけども、2番と3番は譲渡人が同じなんですけども、先程事務局の説明の通りで、申請地の南側が、高く石積みになっています。それで、面積は500㎡を超えるということですが、実質使えるところが500㎡以下ということですので特に問題ないかと思います。現況は栗林で、収穫しているような状態ではありませんが、これもやむを得ないんじゃないかと判断いたしました。続きまして、3番ですが、この形2筆あわせての1筆がずっと広くて、もう1筆が●●●㎡。事務局と現地確認を行った際、申請地の北側にある畦畔に車が一台駐車されていました。事務局の方で確認していただきましたら、駐車スペースは申請地には含まれておらず違反状況ではないため、今回の申請には影響がしないというように見てまいりました。それと先程ちょっと事務局言ったんとちょっと違うのが、申請地は全てがなだらかではなく、一部に段差があります。その段差の低い部分が水路のような形態になっており、農業用水との関係を懸念しましたが、事務局から申請者へ確認したところ、水路を見受けられた場所には農業用水はなく、昔から湧き水が出てるということでした。また、現況は、ほとんどそこは不耕作の状態、●の木が1本植わっている程度でございました。これもだから、今回やむを得ないんじゃないかというように、判断はいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

1番 新井 範委員 1番新井です。まず4番の方なんですけど、元々自己用住宅が建っているところが、引っ掛かってたのかなという感じです。●●●●がいたんですけども、お亡くなられたか分からないですが、相当なお年を召した方でしたので、今は●●●が相続されたということです。後ろが農地ということで、一応住宅は農地にちょっと引っ掛かっていますが、あとはなんら問題はないと思いますので、皆様のご判断をお願いします。

続いて、5番ですが、広い範囲で住宅用地ということなんですけど、この半分ぐらいが、資材置場になっています。今草が生い茂っているんですけど、かなりの資材が入ってます。これをどうするんだろうということ、見ていたんですけど、搬出するのが相当大変な気がします。ほかの土地は農地ですが、大きい草が全部刈ってある状態です。開発ということになると思いますが、皆さんがなかなか農業をやらないから、こういう状態になってくるのだと思います。この前もこの反対側の農地でも、住宅が始まっているという、そんな地域になってきてます。皆様のご判断のほど、よろしくお願いいたします。

7番 豊田 恵男委員 7番豊田です。35号6番、これ事務局の説明の通りで、私的には何も言うことはありませんが、関係は●●、ただ現地行った時、多少草は伸びてたんですけども、保全管理として見ました。審議よろしくお願いします。

10番 芦田 希美委員 10番芦田です。番号7について意見申し上げます。先日事務局と現地確認をいたしました。平成●●年から倉庫として使用しているということで、かなり年季が入った倉庫が建っている状態でした。一部ちょっとあの使用されてるのかなって思う部分も、あったんですけども、申請

書類等も整っているということなので、問題ないかなと思います。よろしくお願いします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

13番 新井 一雄委員 13番新井です。2点ほど、まず番号1ですね。申請地が、譲受人の●●●●●●●●●●に近いところだという説明で、使用貸借権●●●●年ということですが、この譲渡人と、譲受人の間柄は特別何かあるんでしょうか。

事務局（川上主任） ご質問ありがとうございます。譲受人が譲渡人の●●●●●●●●●●となります。以上でございます。

13番 新井 一雄委員 はい、わかりました。ありがとうございます。もう1点6番ですけども、大変勉強不足で申し訳ないんですが、使用貸借権●●●●年ということなんですが、今まで初めてだったような気がするんですけども、こういうことも可能というか、現実大丈夫なんでしょうか、確認です。

事務局（川上主任） ご質問ありがとうございます。あの一般的に新井委員のおっしゃる通り、30年、35年が多いんですけども、契約上は、●●●●年もあると別件で司法書士の先生から伺っております。以上です。

議長（横田 友会長） よろしいでしょうか。ご質問等はございませんか。
（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。
それでは、お諮りいたします。議案第35号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。
（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員賛成であります。よって、本案はそうように決しました。

議案第36号上程 農用地利用集積等促進計画の意見について

議長（横田 友会長） 次に議案第36号 農用地利用集積等促進計画の意見についてを議題いたします。本案番号5、番号6につきましては、10番、芦田希美委員が、議事参与の制限にあたる案件となりますので、まず、番号1から番号4を審議し、芦田委員退席後、番号5、番号6を審議いたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（川上主任） 私からは番号1、番号2について説明いたします。番号1と番号2は関連がありますので、一括で説明いたします。議案書の5ページと6ページをご覧ください。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、令和●●年●●月●●日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見を求められているものです。

貸付人、中間管理機構、借受人、貸付に係る土地等については議案書をご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●、畑3筆、合計●●●●●●●●㎡です。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●●●より南西約●●●●●●m付近に位置しております。利用権を設定する期間は、令和●●年●●月●●日から●●●●年間で、設定する権利は賃借権となっており、作付計画では●●●●を栽培する予定です。促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に適合することが要件となります。借受人が経営農地を確認したところ、耕作の状態であり、年間農業従事日数は●●●●

●日を見込んでおります。そのため農地全てを効率的に耕作すること、農作業に常時従事することなど、同項に規定する要件を全て満たしている者と判断されます。現地を確認したところ、保全管理状態となっておりました。借受人は、●●、●●など栽培実績もあり、農機具につきましては、●●●、●●●●●、●●●●●、●●●、●●●●を複数台、所有しております。説明は以上です。

事務局（森前主任） 番号3について説明します。本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、令和●年●月●日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見を求められているものです。

貸付人、中間管理機構、借受人、貸付に係る土地等については議案書、別紙に記載のとおりです。申請地は、●●●●●●、畑4筆、計●●●●㎡です。案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●●より北側約●●●m付近に位置しております。利用権を設定する期間は、令和●年●月●日から●●年間、設定する権利は賃借権となっており、作物としては●●●●を栽培する計画です。借受人の年齢は●●歳、年間農業従事日数は●●●日を見込んでおります。農機具につきましては、●●●●●台を保有しております。借賃については、別表にございますが、固定借賃になっており、細かい端数がございますが、4筆合計●●●●●円を面積で按分しております。なお、この案件については、本人から農地取得の相談があったため、本人が農地を希望している地域の担当である青野委員さん、井原委員さん、田口委員さんにお声がけし、本人と面談の機会を持ち、本人から営農計画や希望農地を聞き取り、結局、青野委員さんが間に入り、中間管理を通して貸し借りをするようになった案件でございます。現地を確認したところ、不耕作地でございましたが、草刈り等の管理はされておりました。

事務局（笠原主査） 私からは、番号4について説明いたします。本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、令和●年●月●●日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見を求められているものです。貸付人、中間管理機構、借受人、貸付に係る土地等については議案書をご覧ください。申請地は、●●●●●●、畑1筆、●●●㎡です。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●の南東、約●●●m付近に位置しております。利用権を設定する期間は、令和●年●月●日から●●年間で、設定する権利は賃借権となっており、作付計画では●●●●●、●●●などを栽培する計画で、●月●●日で契約満期を迎えるため、契約を更新するものです。促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に適合することが要件となります。借受人の経営農地を確認したところ、耕作の状態であり、年間農業従事日数は●●●日を見込んでおります。そのため農地全てを効率的に耕作すること、農作業に常時従事することなど、同項に規定する要件を全て満たしている者と判断されます。現地を確認したところ、●●●の4筆については●、●●の農地については、●●●が栽培されておりました。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

8番 黒沢 昌治委員 8番黒沢です。番号1ですが、内容は事務局の説明の通りでございます。現地を確認したところ保全管理状況で、賃貸料が●●●●円です。以前この辺も、●●●●で耕作してたところなんです、だいたい●が多いため、●が葉っぱが大好きなもので、皆食べられちゃ

うんで、一度地主さんに返したんですよ。今度は●●●●●●●さんが作ってくれるってことよかったなと思いました。番号2ですが、同じく土地改良した農地でございます。この2筆、賃貸料は●●●●円です。その他、2筆の上に1枚空いてるところがあるんですが、そこをあの●●●●●●●●●●さんに説明して作ってもらえばありがたいとも思いました。現地を確認したところ、保全管理状況でした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

4 区 齊藤 稔委員 4 区推進員齊藤です。現地はこの時期草は若干伸びてましたけども、番号 1 と 2 ととも保全管理状態です。耕作者は●●●●●●●さんですので、特に問題はないかと思います。ご審議よろしくをお願いします。

3番 青野 孝司委員 3番青野です。番号3について意見申し上げます。当該農地は●●●●●●●●●●になって以来●●●にあたり、不耕作の状態が続いております。私と致しましては、当該農地が●●●の中心部にあり、宅地化が進んでいる地域にもあることから、1日も早く耕作が再開されることを望んでおりました。借受人は●●代の方ですので、頑張って耕作していただけるものと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

3区 田口 徳行委員 3区田口です。過日、事務方とですね、貸付地を確認させていただきました。現状は不耕作であります。除草をすれば、すぐにでも利用できるように思いました。お話のように意欲のある方で利用が進められることは、大変よろしいことかと思しますので、皆様方のご審議をお願いいたします。

[illegible]

5区 岡田 英幸委員 5区推進員の岡田です。番号4番について説明させていただきます。概要につきましては、事務局と黒田農業委員さんのおっしゃったとおりでございます。なんの問題もないと思います。この地区はですね、私の農地パトロール地区にあたってますんで、日頃からよく見ておりますので問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。質問等はございませんか。

7番 豊田 恵男委員 7番豊田です。番号3なのですが、●●●、●●●日間、意欲のある方だと思うんですが、今まで農家をやったことはあるんでしょうか。

事務局（川上主任） 借りる方ですが、狭いスペースではありますがけれども、既に栽培実績があり、販売等も小規模ながら始めていると伺っております。以上です。

議長（横田 友会長） 他にご質問はございませんか。

(「質疑なし」と言う人あり)

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第36号、番号1から番号4について、市長からの申し出の通り、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長(横田 友会長) 全員が賛成であります。よって、本案はそうのように決しました。次に、番号5、番号6についてを議題といたします。芦田委員におかれましては、ご退出をお願いします。

(退出を確認し)

議長(横田 友会長) 事務局に議案の説明をさせます。

事務局(笠原主査) 私からは、番号5と番号6について関連する案件でございますので一括で説明いたします。本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、令和●年●月●●日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見を求められているものです。貸付人、中間管理機構、借受人、貸付に係る土地等については議案書をご覧ください。申請地は、●●●●●●●●、畑3筆、合計●●●●●●●㎡です。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●●●の南約●●●m付近に位置しております。利用権を設定する期間は、令和●年●●月●日から●●年間で、設定する権利は賃借権となっており、作付計画では●●●●を栽培する計画で、●月●●日で契約満期を迎えるため、契約を更新するものです。促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に適合することが要件となります。借受人の経営農地を確認したところ、耕作の状態であり、年間農業従事日数は●●●日を見込んでおります。そのため農地全てを効率的に耕作すること、農作業に常時従事することなど、同項に規定する要件を全て満たしている者と判断されます。現地を確認したところ、●●●が栽培されており耕作されておりました。説明は以上です。

議長(横田 友会長) 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

4番 黒田 昭雄委員 4番黒田昭雄です。番号5と6について意見を申し上げます。概要は事務局の説明のとおりです。先日14日の日に笠原主査、岡田推進員さんの3人で現地を確認してきました。所在地はですね、かなりこう広いんですけど、よく管理されていて、地面にも●●●がかなり大きいのが植わってました。なんの問題もないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

5区 岡田 英幸委員 5区推進員の岡田です。番号5につきましては、現地確認しまして、なんの問題もないと思います。番号6につきましても、現地には●●●が栽培されており、よく管理されておりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(横田 友会長) ありがとうございます。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質問等はございませんか。

「質疑なし」と言う人あり)

議長(横田 友会長) 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第36号番号5、番号6について、市長からの申し出の通り、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長(横田 友会長) 全員が賛成であります。よって、本案はそうのように決しました。10番芦田委員におかれましては、席にお戻りください。

日程第7 閉議・閉会

議長（横田 友会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

これをもって秩父市農業委員会 令和8年第7回定例総会を閉会いたします。